

秋田市からのお知らせ

平成26年7月1日から市街化調整区域で 建物を建てるルールを緩和しました

秋田市では、今後の人口減少・少子高齢化などを見据え、平成23年に策定した第6次秋田市総合都市計画において、農地や自然環境との調和を図りながら、コンパクトで利便性の高いまちづくりを進めることにしています。

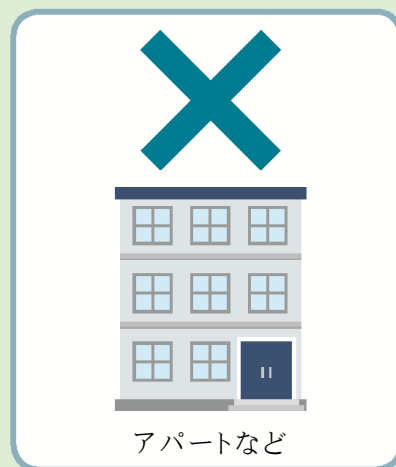
市街化調整区域で建築が可能な建物は、農林業とそこに関わる人の建物などを基本としていますが、現在の集落の維持が課題となっていることをふまえ、誰でも住宅を建てる事が出来るように、条例で規制を緩和しました。

一定の集落区域での土地利用

一定の基準を満たす集落の区域内は、外部の人を含め、自己用の専用住宅や小規模の店舗又は事務所などを併設する兼用住宅が可能になりました。



対象となる区域は裏面に記載しています。



<お願い>

このパンフレットは、市街化調整区域の新たな緩和基準をお知らせするものです。市街化調整区域で建物を建てる予定がある方は、下記までご連絡ください。

秋田市都市整備部都市計画課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（本庁舎4階）

TEL 018-866-2155 FAX 018-865-6957

土地利用規制を緩和している区域



詳細な区域は都市計画課までお問い合わせください。